

資料 4 (【条例】公表規定改正に伴う改正)

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手續等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手續等に関する条例 平成22年6月25日条例第10号	○軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手續等に関する条例 平成22年6月25日条例第10号
第1条から第14条まで 略 (勧告)	第1条から第14条まで 略 (勧告)
第15条 町長は、 <u> </u> 次の各号のいずれかに該当するときは、当該土地利用行為者 <u>又は当該土地利用行為に係る設計者（その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。）若しくは工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）に対して、必要な措置を講ずる</u> よう勧告することができる。	第15条 町長は、 <u>土地利用行為者が</u> 次の各号のいずれかに該当するときは、当該土地利用行為者 <u>に対して、</u> <u> </u> <u>必要な措置を講じる</u> よう勧告することができる。
(1) <u>第10条の規定による通知がされる前に当該土地において協議対象土地利用行為又はその準備行為があったとき。</u>	(1) <u>協議対象土地利用行為について、協議終了確認書の通知前に土地利用行為に着手したとき。</u>
(2) <u>第7条第1項の規定により提出された土地利用行為協議書その他書類に虚偽の記載があるとき。</u>	(2) <u>第7条第1項に規定する土地利用行為協議書について虚偽の提出をしたとき。</u>
(3) <u>土地利用行為者が第9条</u> に規定する助言又は指導に対して必要な措置をとらなかったとき。 (公表)	(3) <u> 第9条</u> に規定する助言又は指導に対して必要な措置をとらなかったとき。 (公表)
第16条 町長は、前条の規定による勧告を受けた <u>者</u> が、正当な理由がなく当該勧告に応じないときは、その旨を公表することができる。	第16条 町長は、前条の規定による勧告を受けた <u>土地利用行為者</u> が、正当な理由がなく当該勧告に応じないときは、その旨を公表することができる。
2 町長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該 <u>勧告を受けた者</u> にその理由を規則で定める公表通知書により通知し、意見を述べる機会を与えるとともに、軽井沢町自然保護審議会（軽井沢町自然保護審議会条例（昭和48年輕井沢町条例第24号）に規定する軽井沢町自然保護審議会をいう。）の意見を聴かなければならない。	2 町長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該 <u>土地利用行為者</u> にその理由を規則で定める公表通知書により通知し、意見を述べる機会を与えるととともに、軽井沢町自然保護審議会（軽井沢町自然保護審議会条例（昭和48年輕井沢町条例第24号）に規定する軽井沢町自然保護審議会をいう。）の意見を聴かなければならない。
以下 略	以下 略